

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	後期高齢者医療情報ファイル
行政機関等の名称	倉敷市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部医療給付課、児島・玉島・水島の各保健福祉センター 国保介護課、真備保健福祉課
個人情報ファイルの利用目的	後期高齢者医療制度に係る保険料徴収事務及び付帯事務に利用する。
記録項目	<p><宛名> 1 宛名コード、2 個人番号、3 世帯コード、4 氏名カナ、5 氏名、6 通称名カナ、7 通称名、8 生年月日、9 性別、10 続柄、11 郵便番号、12 住所、13 住所方書、14 住所コード、15 住民区分、16 住民日届出日、17 住民日異動日、18 住民日異動事由、19 非住民日届出日、20 非住民日異動日、21 非住民日異動事由、22 届出日、23 異動日、24 異動事由、25 国籍、26 入国目的、27 在留期間、28 在留期間満了日、29 外国人住民となった日、30 転入前郵便番号、31 転入前住所、32 転入前住所方書、33 転出先郵便番号、34 転出先住所、35 転出先住所方書、36 住民税情報、37 送付先情報、38 連絡先情報、39 口座情報、40 老人保健情報、41 生活保護情報、42 特記事項情報、43 送達記録情報</p> <p><資格> 44 被保険者番号、45 資格異動日、46 資格取得日、47 資格喪失日、48 資格異動事由</p> <p><賦課> 49 賦課年度、50 徴収方法、51 賦課期日、52 賦課更正事由、53 賦課更正日、54 保険料額、55 減免情報、56 特徴年金情報、57 特徴年金情報（介護）</p> <p><調定> 58 賦課年度、59 調定年度、60 徴収方法、61 期別、62 期別保険料額、63 納期限</p> <p><収納> 64 賦課年度、65 調定年度、66 徴収方法、67 期別、68 収納種別、69 保険料収納金額、70 延滞金額、71 督促手数料額、72 収納日、73 領収日、74 消込日、75 過誤納情報、76 還付充当情報、77 督促催告情報、78 滞納情報、79 分納情報</p> <p><広域連携> 80 広域連携住民情報、81 広域連携税情報、82 広域連携収納情報、83 広域連携滞納情報</p>
記録範囲	倉敷市の住民基本台帳に記載された者 県外の介護施設等に入所し、倉敷市で被保険者資格を管理している者
記録情報の収集方法	後期高齢者医療制度に係る各申請書等 庁内連携システムを経由し、住民基本台帳システム、税務システム、生活保護システムから収集
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	岡山県後期高齢者医療広域連合

開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	倉敷市総務部法務課情報公開室〒710-8565倉敷市西中新田640番地 倉敷市児島支所総務課〒711-8565倉敷市児島小川町3681番地3 倉敷市玉島支所総務課〒713-8565倉敷市玉島阿賀崎1丁目1番1号 倉敷市水島支所総務課〒712-8565倉敷市水島北幸町1番1号 倉敷市真備支所市民課〒710-1398倉敷市真備町箭田1141番地1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	令第21条第7項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨		
備考		